

# 伊豆山復興まちづくり通信

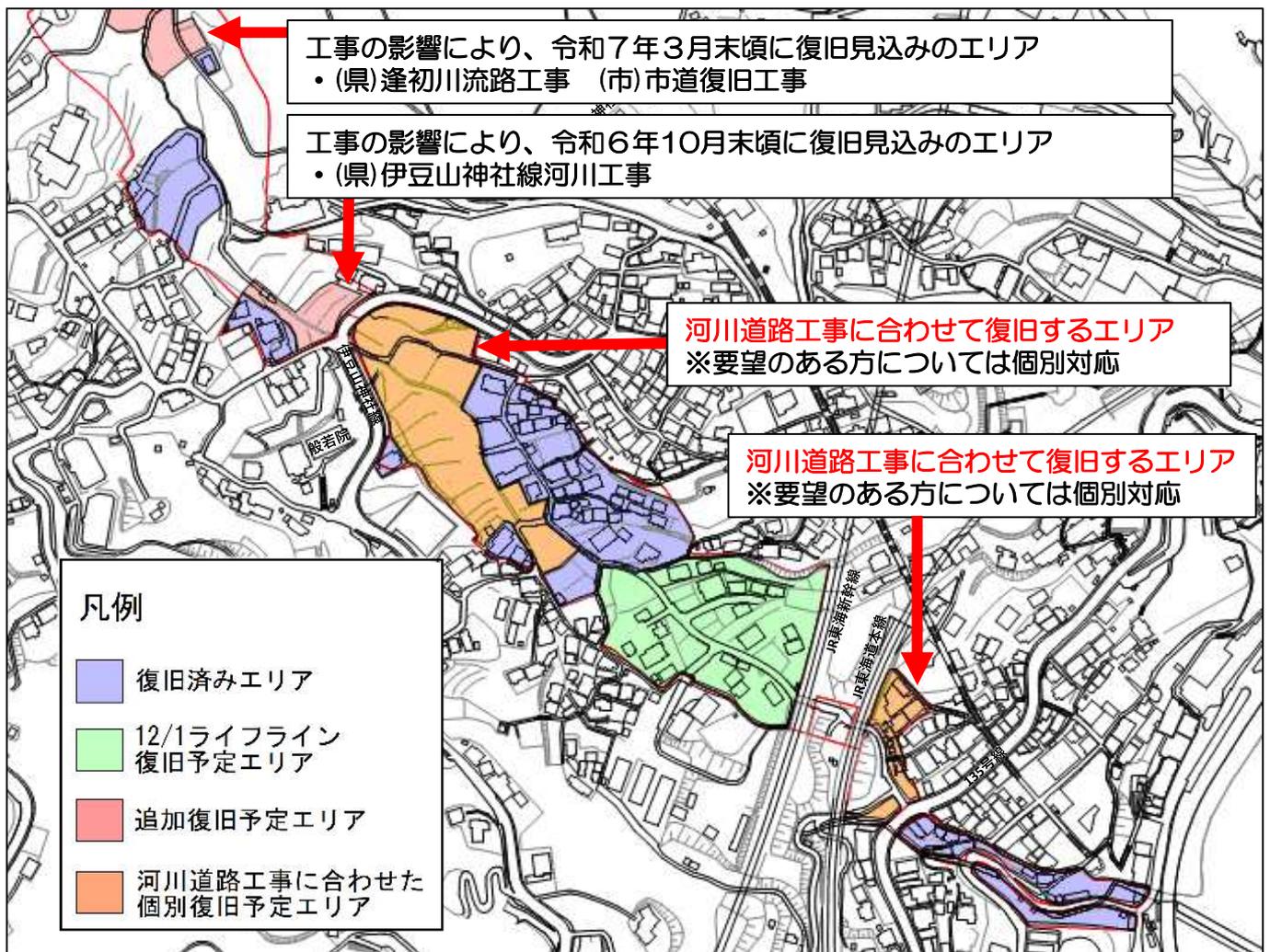
第17号  
R5.10

熱海市都市整備課 復興調整室広報誌

令和3年7月の土石流災害により被災されました皆様におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

今号では、「ライフラインの復旧について」、「警戒区域の解除にともない ご自宅に戻られる際のご案内(冊子)について」、「逢初川流域復旧・復興事業にかかる地区別説明会について」、「郵便局の転居・転送サービス」についてお伝えします。

## ライフラインの復旧について(12月1日からの復旧エリア)



※公費解体後の現況地図となりますので、ご了承下さい。

緑色エリア(上記地図)の12月1日ライフライン復旧に向けて、東京電力の電柱設置作業を進めています。11月には電柱の設置作業が始まり、12月1日には工事完了し、岸谷本線上の電柱への電気供給が開始される見込みです。電気の使用開始につきましては、各利用者様で使用開始のお手続きが必要となりますので、ご注意下さい。

詳しい手続きの方法は、次ページで紹介する、危機管理課作成の「警戒区域の解除にともない ご自宅に戻られる際のご案内(冊子)」でご確認が可能です。

## 警戒区域の解除にともない ご自宅に戻られる際のご案内(冊子)について

自宅への帰還の際に必要な、ライフライン等の手続きや日常生活に関するお困りごとについて、問い合わせ先をまとめた「警戒区域の解除にともない ご自宅に戻られる際のご案内(冊子)」を作成しました。

自宅への帰還を予定されている方につきましては、自宅修繕等の他、各自で電気・水道・ガス・電話等の引き込みの手続きが必要となる為、こちらのご案内(冊子)を参考に帰還への準備を進めていただきますようお願いいたします。

詳しくは危機管理課危機管理室までお問い合わせください。  
TEL：0557-86-6308

<https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/bousai/sizusan/shien/1014792.html>



冊子掲載ホームページ

## 逢初川流域復旧・復興事業にかかる地区別説明会について

令和5年10月中旬～令和5年12月中旬にかけ、  
「逢初川流域復旧・復興にかかる地区別説明会」を開催しています。

この説明会は、災対法第63条警戒区域に指定されていた被災地区を7つのエリアに分け、地区ごとに逢初川流域の復旧・復興事業を改めてご説明するとともに、事業へのご意見などを伺うことを目的としています。

詳しい日程などについては、別途、対象世帯の方へご案内を順次発送させていただいております。また、地区別説明会の開催後に、岸谷・仲道・伊豆山浜地区の3町内会の住民の方を対象にした、町内説明会も予定しています。詳細は、改めてご案内をさせていただきます。



## 郵便局の「転居・転送サービス」をご利用の方へ

郵便局の「転居・転送サービス」は、旧住所宛の郵便物を新住所へと無料で転送するサービスです。しかし、転送期間を経過すると、差出人に郵便物が返還されることとなります。

「転居・転送サービス」をご利用の方で、転送期間(届出日から1年間)を経過されている方につきましては、転送先のご確認をお願いいたします。

特に、生活再建に伴う転居や引っ越しをされた方につきましては、現在の郵便物の郵送先が、どの住所になっているか等、ご確認ください。

お問い合わせにつきましては、お近くの郵便局をご利用ください。



日本郵便ホームページからお手続き可能です。

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>



日本郵便手続きホームページ

## お問合せ先

熱海市都市整備課 復興調整室  
〒413-8550 熱海市中央町1番1号  
TEL 0557-86-6409  
E-mail fukkou@city.atami.shizuoka.jp

伊豆山復興まちづくり通信

検索



熱海市公式ホームページ  
231114